

平成 3 0 年

建設委員会会議録

と き 平成30年1月22日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年1月22日（月） 午後1時00分～午後3時37分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	委員長	たけうち 忍 君	副委員長	いながわ 貴之 君
	委員	大沢 真一 君	委員	横山 由香理 君
	委員	新妻 さえ子 君	委員	安藤 たい作 君
	委員	西本 貴子 君	委員	筒井 ようすけ 君

出席説明員	藤田 都市環境部長	中村 都市計画課長
	長尾 住宅課長	稲田 都市開発課長
	東野まちづくり立体化担当課長	鈴木 建築課長
	小林 環境課長	工藤品川区清掃事務所長
	松代防災まちづくり部長	曾田災害対策担当部長 兼危機管理担当部長
	今井 土木管理課長	桑波田交通安全担当課長
	多並 道路課長 兼用地担当課長	溝口 公園課長
	持田 河川下水道課長	古巻 防災課長
	富澤 防災安全担当課長	

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、請願・陳情審査、報告事項、行政視察報告書について、およびその他を予定しております。

なお、理事者より追加のあった資料について、机上に配付してございますので、ご確認ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○たけうち委員長

それでは、初めに予定表1の幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松代防災まちづくり部長

お手元に配付しております資料をご覧ください。平成30年1月1日をもちまして、東京消防庁から富澤課長が防災まちづくり部防災安全担当課長に着任しましたので、ご紹介いたします。

○富澤防災安全担当課長

富澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松代防災まちづくり部長

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○たけうち委員長

ありがとうございました。

以上で本件を終了いたします。

2 請願・陳情審査

平成29年陳情第15号 東五反田一丁目全域を放置自転車禁止区域に指定することを求める陳情

○たけうち委員長

次に、予定表2、請願・陳情審査を行います。

平成29年陳情第15号、東五反田一丁目全域を放置自転車禁止区域に指定することを求める陳情を議題に供します。

本陳情は初めて取り上げますので、まず書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○桑波田交通安全担当課長

それでは、平成29年陳情第5号に関し、ご説明いたします。A4の資料で配付しています五反田駅周辺の放置禁止区域についてをご覧ください。

1の放置禁止区域についてですが、駅周辺の道路等の公共の場所において、自転車等が大量に放置され、またはそのおそれがある区域について、歩行者の安全確保、車両等の緊急活動の場の確保を図るた

めに、自転車等の駐車場の整備状況を勘案して、指定おります。区内では、23の駅において指定しております。

2の、五反田駅周辺の放置禁止区域につきましては、地図の緑色の箇所、東五反田一丁目、二丁目、西五反田一丁目、二丁目、東五反田五丁目のそれぞれ一部を指定しております。また、赤色で示している箇所は区営駐輪場であります。

地図に添付してあります写真は、陳情書に記載のある東五反田一丁目18番の状況で、昨年12月の状況でありまして、歩道のガードパイプ付近に自転車を置いている状況にありました。放置禁止区域以外の要望につきましては、警告書添付の後1週間後に撤去するという対応を行っております。同箇所につきましては、昨年来、警告・撤去を行い、当初20台ほどあった自転車は、現在3台から4台程度となっております。引き続き対策を進めてまいります。

また、同箇所の環境であります、コンビニエンスストア、飲食店、郵便局、雑居ビル等が所在しております。その他の東五反田1丁目地区につきましては、マンションや一戸建て住宅等が大半を占めている状況にあります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

陳情者の方のお話も伺っていたのですけれども、歩行の妨げになっていたり、放置自転車が絶えないことでポイ捨てがしやすい環境にもつながってきているのではないかと話をしておられました。地元の町会の役員の方とも話したこともあるのですけれども、昔はもっと禁止区域が狭かったのですが、それを一定広げてもらったけれども、今度は禁止区域の境目で放置自転車が増えてしまったという話も伺ったようで、1から10番地、10番の地区は今指定されていないところなのですが、これは放置の実態は現状では余りないようなのですが、そういった過去の経緯もあるので一丁目全域の指定をお願いしたいと考えたとのお話でした。

幾つかお伺いしたいのですけれども、陳情者の一丁目18番地と17番地のところでちょうど放置禁止区域とそうでない区域に分かれているわけですが、禁止区域とそうでない地域での放置自転車の区への対応が、対応の仕方の違いは説明があったのですが、大体対応の頻度というか、現状どのような対応の違いがあってどのような対応をしていたのかというのをちょっとお伺いしたいというのが一つあります。

まず伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

まず、放置禁止区域内につきましては、撤去業務ということで業者に委託しております。そちらのほうで、各駅に向かいまして警告文をつけて、それで撤去を実施しております。

それから、外れた場所につきましては、皆さまの要望等、電話や区民の声等いただいておりますので、そういったところで個別に区の職員が行きまして警告文を張りつけて撤去するような対応をとっているところでございます。

○安藤委員

わかりました。大体禁止区域の撤去の頻度というのですか、どれくらいなのかというのと、それとあと区域外のところのそういった対応というのをどれくらいの頻度で行っていらっしゃるのか。あと、これ仮に1丁目全域指定された場合というのは、駅に至近とは言えない住宅地でも撤去対象になるとする

のですけれども、そのことでどのような影響が出るのか伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

まず、区域内の撤去の状況でございますが、昨年度は4月から12月までの9カ月間で、それぞれ3,249台の警告文を貼りつけまして、1,318台を撤去しております。それ以外の区域につきましては、それぞれ陳情を受けまして、対応としましては1月から12月までで546件の陳情を受けまして、516台の撤去を実施しているという状況でございます。

○たけうち委員長

広がった場合の。

○桑波田交通安全担当課長

まず、放置禁止区域につきましては、やはり駅の近いところ、人や交通車両等が集まってくる、そういったところの走行空間を確保するために実施しているものでありまして、やはり区域というのは住宅街等はほとんど入っていない状況にもございますし、また駅の利用者とかそういった方が来て使うというのがありますので、住宅街になりますとやはりそこの方が万が一とめたりした場合、その人のものなのかそういったものが見た目では判別できませんので、やはり住んでいる方にとっては撤去されてしまうおそれがあるというのは多少影響があるかと考えております。

○安藤委員

わかりました。

あとちょっと幾つかお伺いしたいのですけれども、現状の台数というのは先ほど伺ったのですが、難しいという話がありますけれども、放置されていた20台の自転車というのは、通勤者なのか居住者のものなのか、全然わからないのですか。大体感触としてどのような種類のものなのか、捉えていらっしゃればお話していただきたいと思います。

それと、陳情者の方は弊害について先ほど紹介したようなことだったのですけれども、放置自転車があることでの弊害という点では区としては一番どういうところを認識されているのか。2つ目です。まずそれをお伺いします。

○桑波田交通安全担当課長

こちらのほうは、先ほど12月の段階で20台ほどあったものを撤去や警告をしてだんだん減っているものでございます。その中で、やはり区のほうも動態調査等をしまして、日曜日とか平日ではない日も見たりしましたけれども、そのときでも置いてあるような自転車もありましたので、やはりそこで働いている方ですとかそういった方も考えられますので、近隣のそういった店舗に対しても自転車を目の前に置かないように、もしくはお客様が来ましたら、コンビニであれば自転車等6台ほどとめられるスペース等も確保されておりますので、そういったところにご案内いただくように協力依頼を実施したところでございます。

また、放置禁止区域ですね、弊害というのはやはり車ですとか歩行者、過去の拡大の経緯を見ましても、歩行者が通行できないですとか車の通行に支障を来す、こういったところを指定もしくは追加をしてやってきたところがございますので、そういったところをなくすために放置禁止区域ということで指定しているところでございます。

○安藤委員

最後2点なのですが、禁止区域を拡大してきたということですが、大体いつぐらいにどういう経緯で拡大してきたというのがわかれば教えていただきたいのが1つと、あと周辺の駐輪場の数という点で条

例の紹介とかもありましたけれども、充足しているのでしょうか。伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

まず、駐輪場周辺の状況でございますけれども、区営の駐輪場につきましては486台の駐輪スペースがありまして、あと民営が77台ほど実施しております。ただし、区営の駐輪場のほうも全体の利用率は108%ということで、ここも駐輪の台数的には非常に苦慮しているというような状況でございます。

拡大した経緯につきましては、過去に平成22年に拡大をしております。そのときには西五反田一丁目31番に加えまして32番、26番、東五反田五丁目の10番、25番、26番。こういったところを拡大したところがございます。こちらにつきましては、やはり自動車の走行に支障があった、路側帯に自転車が置いてあって歩行者の利用が不可能であった、こういった理由から拡大したという経緯がございます。

○安藤委員

わかりました。

駐輪場のところはやはり足りていないということですので、区もそうですが、JRという大きな公共的な企業もあるので、しかもJRを使う方がかなり利用されているということがありますので、そういった民間への附置も含めて増設をぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。現在放置自転車が三、四台というふうには減ったという状況をお伝えいただきましたが、ちょっと私も現地を見てみました。様子を伺いながら現地を見てみたところ、私の印象ではちょっとまだ自転車があるなという印象だったのです。貼り紙がされている自転車こそこの場所にはなくて違うところに1台残っていて、それは昨年貼り紙をされたものがそのまま残っているという状況だったので、またそれはそれで別途対応いただきたいと思いますが。印象としては、やはりとまっているなという印象がありまして、それがその周辺に住んでいる方、会社の方とかお店の方とか、ちょっとそこら辺がどうなのかということまでは判断ができませんでした。この陳情者の方は、多分ここをよく通られて非常に気になっていらっしゃるのだろうなど。放置禁止区域を広げてということですけれども、要はこの放置自転車をなくしてほしいということが一番のご要望なのだろうなど受けとめています。

今、対応を適宜していらっしゃるということですが、今後さらなる、まだやはりなくなっていない、また時間帯によってはちょっと台数が多くあるときもあるのかなと思うので、今後またどのように引き続き対策をとっていただけるのかということが1点と、放置禁止区域がこれまでも広がってきたというお話でしたけれども、もしこれが広げることでどういういい点があるのか、広げてどうなるのかというところの予想をちょっとお話をいただければと思います。

○桑波田交通安全担当課長

この陳情書に記載のあります一丁目18番付近、その周りも警告文などを貼りつけております。周りにちょっと残っているところは撤去忘れということだと思いますので、今朝また朝一番でそういった場所もちょっと見てもらって撤去を完了したということで実施しております。

また、こういったところ、特に18番付近につきましては、やはりそういった先ほどもお話ししましたけれども、郵便局ですとか飲食店ですとか、そこに来られるお客様等もとめるということもありますの

で、引き続きそういった警告と合わせながら、周りの環境の住んでいる会社の人ですとか、そういった方たちにも対策とっていきたいと考えております。

また、放置禁止区域ですね、広げるという話なのですけれども、やはり広げれば即時撤去に持っていけますので、台数的には減るという状況は出てくると思いますが、やはりそれにはそこに見合った使用のできるような駐輪スペース、過去にも拡大したときも西小山等もあったのですが、やはり200台程度民営なのではあるにもかかわらず、そこにとめていると。それで拡大してそこをきちんと使っただけというようにもやっておりましたので、なかなか五反田につきましては本当に足りない状況もございますので、なかなかすぐに拡大というにはいかないのではないかと考えております。

○新妻委員

ありがとうございました。

では、今区の駐輪場が赤で示されていますけれども、今後この地域で駐輪場が拡大をされるめどというのが何か検討されているところがあるのか。あと、駅前には今ホテルが建設をされているということで、そういう動きもありますけれども、そのホテルに対しての駐輪場の確保の要望ですとか、今後駐輪場がつかれるかどうかというところの見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

駐輪場の使用に関しましては、五反田地区に限らず来年度以降いろいろそれぞれの場所で問題等もありますので、施設の老朽化等もございますので、総合的にそれぞれの地区にあった何ができるのか、こういったものは検討してまいりたいと考えております。

また、今工事中でありますけれども、東口のほうでアトレ等が、これは平成32年の完成予定と聞いておりますが、こちらのほうで61台使えるような駐輪場を設置するという方向で進んでいるところでございます。

○新妻委員

わかりました。ありがとうございます。

最後に、やはりちょっとまだ残っているという印象がありました。今朝も撤去をしていただいたということでしたけれども、例えば持ち主があらわれるというか、ちょっとそこに時間を見計らって行っていただいて、直接お話をさせていただくというようなこともお願いができるのかどうか。そこまで区としてやっていただけるのかどうかというところの確認をしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

まず、警告文の添付につきましては、それぞれ時間を変え、日にちを変え、朝であったり午後であったり、そういったところでシフトしながら警告文等も貼っております。持ち主がいつ来るかわからないようなそういう状況がございますが、時間を変えながらそういったふうに添付していくような対策はとれるということでございます。

○西本委員

ちょっと確認をさせてください。

この陳情者のある場所、一丁目18番付近ということなのですけれども、商店街も含まれていますよね。商店街が結構あるのではないかと思いますのですけれども、この地域は繁華街になっていますから、全体的な駐輪場という考えというのはまちづくりの中ではすごく重要な位置づけなのではないかなと思うのですが、そういう地域の店舗さんたちも含めての自転車対策とかというのは議論したことはあるのでしょうかというのが一つ。今、赤線のところにある駐輪場、結構な台数なのではございますけれども、非常に少な

いですよね。108%といっても多分あそこにとめられないというのがわかっているから来ないだけであって、潜在的なニーズはもっとたくさんあるのではないかと思っているのですが。そうなってくると、今の台数、この場所だけでは当然足りないわけであって、全体的なこの地域の必要な台数というのはどの程度と考えているのかなと。下手をすると、もうちょっと地下駐輪場とかというのも必要になってくる可能性もあるし、利便性も含めて考えると、やはり全体の地域の中での位置づけというものをしっかりと提示をしていく中での議論を進めていかないと問題解決にならないのではないかなと思うのですが、その辺は何か動きがあれば教えてほしいのです。

○桑波田交通安全担当課長

まず、こちらのほうは若干放置禁止区域から外れているということです。その裏の10番と20番、こういったところはまた有楽街の通りになっておりましてお店等も結構ある。夜営業しているようなところもありますし、そういった状況になっております。

また、町会のほう、こちらも以前西口のほうと駐輪場の設置等も検討しましていろいろ話し合い等もあったのですが、なかなか折り合いがつかなくて駐輪場の設置までには至らなかったというような状況もございます。

また、この放置区域内ですけれども、放置自転車等は大体平均で1日20台から30台は確認しているという状況でございます。

○西本委員

なかなか地域の中でも話が進まないということなのでしょうが、ただこれ、多分この陳情者の方がおっしゃっているからこういう議論になってチェックもしているのだと思うのです。ただ、もっと広げていくと、あっちもこっちもそっちもというのが当然出てくるはずであって、何か区に言えば、撤去してくださいとすぐに対応してくれて、それで何回も何回も手間がかかるようなことを、まあすべきなのでしょうが、それではもう言った者勝ちみたいな状況になってしまう面もあるのです。そうではなくて、やはり自転車対策をするときの全体的な、このまち全体どうしていくかという話に持っていかないと、多分解決がつかない状況なのかなと思うのです。声が大きい人が言えば区はやってくれるみたいなふうになってしまうと、それもちょっと違う話のような気がするのです。なので、この五反田の地域、駅の周辺という中での自転車対策をどうしていくのかというのは、本当に大きなテーマとしてやはり地域の方々、店主、店舗の方々で議論していくような方向に区が持って行ってほしいと思うのです。多分前々から思っているのですけれども、放置自転車とってそこを指定するのはいいと思うのです。ただ、ではそこを何のために自転車があるのか。もちろん駅を利用する人というのもいるでしょうけれども、商店街、お店とかに行く方も利用している可能性もあるわけです。となると、どこまで責任を持ってもらうのかという話です。駅もそうです。駅ですから駅を利用されているのだから、JR、都営走っていますよね。その人たちも含めて責任があるのではないかなと思うのです。区が一生懸命やってもそれは全然解決の糸口にはならなくて、そこは事業者も区も含めての協力体制を仰ぐということは必要になってくるのではないかなと思うのですが、その辺の動きはいかがですか。

○桑波田交通安全担当課長

まちの方とこの問題に関してとりわけお話等、会議の場を持ったりしたところはないのですけれども、やはりこういった声が上がっているということであれば、商店街でありますとか町の方、あといろいろ月に一遍なのですけれども、警察のほうと合同パトロール、これは表看板ですとか客引きとか総合的なものなのですけれども、そういったところで駐輪対策等も進めておりますので、引き続き対応をとって

いきたいなと考えております。

○大沢委員

今の続きなのですけれども、東五反田一丁目18番付近ということなのですが、周辺東五反田二丁目、大崎五丁目、西五反田ということで、ほかの地域における同種同様な立地条件のところというのは、こういうような苦情なり話は出ているのですか。

○桑波田交通安全担当課長

五反田駅に関しましては、これから外れました西五反田二丁目の11番付近とか、それからまた大崎五丁目の23番、これは山手通りのほうになるのですけれども、こういったところも個別にいただいております。また、国道、都道であればそれぞれ第二建設事務所のほうにお声を伝えて対応を依頼しているところがございます。

また、ほかの駅につきましてはこういった区域外の要望等がございましたら、やはり個別に対応させていただいているというところがございますが、駅周辺でということをやっているところは特に大きなところ、武蔵小山はそういった声はございますけれども、それ以外は特にございません。

○大沢委員

個別に対応ということで、この条例は、「公共の場所」「区長は」ということで第1条に書いてありますけれども、地域の合意のもとでこういう駐輪対策あるいは禁止区域が定められるということで条例の趣旨がなっていると思うのですけれども、この場合陳情される方、ピンポイントで来ているわけですが、ここら辺の地域意思とこの方の意思というのは乖離があるのか、それとも地域の方たちの意思とこの方、陳情者1名ですけれども、かなり近いものがあるのか、そこら辺のニュアンス、あくまでも感じ取るものですが、どのように感じていらっしゃるのか。

○桑波田交通安全担当課長

今までいただいた声の中では、やはり駅に直近に近いところ、通勤するのに自転車があって邪魔になる、車が通れない、こういった本当に近いところ、そういったところの声もございまして、そういったところを放置禁止区域に指定しておりますので、駅等に直接近いところでもございせんし、またこれは歩道にありまして、この歩道は2メートルほどありまして、車両は通りませんが歩行者の通行には今のところ支障はないのかなという考えでございまして。

○大沢委員

この資料の中の写真を見せていただくと、やはり今課長がおっしゃったように、支障がないように写真のほうからは推察できるのです。そうすると、この陳情者個人で、陳情ですから賛同者がいないということは、この方個人の意思のもとにこの陳情が出されてきている。そのゆえに地域意思ではないということですね。それはどうなのでしょう。

○桑波田交通安全担当課長

この陳情者の方の住所、住んでいらっしゃるマンションの目の前の道路を言われている状況にございます。ですから、裏取りはしていないのですけれども、やはりそういった自分の目の前の景観的なものの思いもあるのではないかと推測されます。

○筒井委員

まず、地域の指定なのですけれども、陳情者は一丁目全域と述べておりますけれども、番地ごとに部分的な範囲の拡大というのはできるのかということをお聞きします。

○桑波田交通安全担当課長

番地といいますか通りですとか道路に関して指定をかせさせていただいております。どっちにしろ番地と絡んできますので、番地等で指定してきた、全域ではなく個別でも指定してきた経緯はございます。

○筒井委員

あと、陳情者は、「通勤・通学のために日常的に使っており」というふうに述べておりますけれども、今課長からご答弁あったとおり飲食店や郵便局を利用される方もいらっしゃるということなのですが、割合というのは大体どの程度把握がされているのでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

昨年の12月の段階で20台ほどございまして、それがだんだん減ってきましたので、やはり通勤・通学の方が多く、そういった警告等もきいてこちらには放置しないような状況になったと思います。さらに残っている部分は、そこまで調査はしておりませんが、やはり近隣でお住まいの方ですとかお店の利用者、こういったものが残っているような状況にあると考えております。

○筒井委員

となると、残っている放置自転車、つまり飲食店と郵便局で利用されている方だと思われるのですが、時間的にはやはり放置する時間というのは短いというふうには区としては理解されているのですか。

○桑波田交通安全担当課長

やはりお昼の時間帯に食事をしている方が駐輪している場合もございますし、また朝から夕方になっても置いてある場合もそれぞれございますので、やはり短い時間のものもありますし夕方までとめているような状況の自転車もあるというところでございます。

○筒井委員

なかなか区としては放置禁止区域の指定というのが難しいというようにお考えかなと思うのですが、ただ、やはり放置されているという事実はございますし、また景観上の問題というののもかなり大きいと思いますので、引き続き飲食店のオーナーの方とか郵便局の方とかにもご協力いただいて、適宜適切なお協力というのを引き続きお願いをぜひやっていただきたいと考えております。これは要望で終わります。

○いながわ副委員長

いろいろご説明を聞いているのですが、本当に細かく放置エリアを区切っていくと、これは今五反田の話だからなのですが、これが区内何カ所かに指定はされていると思うのですが。今あちらこちらで再開発もあり、いろいろ住宅も建ち、指定されたときの背景とは全く、もちろんそこに自転車がどれぐらい放置されているかされてないかという議論もあろうかと思っておりますけれども、今回五反田の陳情なので、一回放置区域というのを全体を見直していかないと、恐らく大崎も大きく変わっている、大井町もこれから大きく、26号線も開通するようになったらまた車の動きとか自転車の動きもさらに変化が出てくる時期に来ているのではないかなと思うのですが、その辺を柔軟に対応しているつもりなのか、それともとりあえず指定されたからあと10年、20年はこのままにしておこうかという考え方なのか、そこをちょっと一回お聞かせください。

○桑波田交通安全担当課長

放置禁止区域は各駅で実施しているのですが、過去に平成22年に区内一斉に放置禁止区域の見直しということで変更等を実施したところでございます。また、駅によっていろいろなつくりも違いますし、通りもあつたり建物に囲まれているようなところもございまして、それぞれによって違つと

ころもあるのですけれども、やはり町の環境の変化ですとかそういった開発等によって環境が変わってくるのであれば、その辺は柔軟に対応してやっていきたいと考えているところでございます。

○いながわ副委員長

まさに8年以上たつ、どんどん10年たってくるわけですから、そこはもう柔軟に対応していただく。そうすると、ここを考えていくと、もしかしたら指定したほうがいいのかもしれないし、そこに居住している人の話を聞いて定めていると先ほどぐらいお話があったのですが、その話で定めてこんな細かく定められないと思うので、それはおそらく区の中でいろいろな指標があって、それをもとに。通常、例えば東五反田一丁目を指定しましょうといったら一部の指定というか全体を指定してしまったほうが、極論を言えば、地域の人ばかりではないですか。こんな道路のこの交差点から先が、ではこのぎりぎりのところに置いておいた自転車はどうなってしまふのですかという話もあれば、もっと言うのだったら、東五反田一丁目の次の横の丁目との間はどうするのだという話にもなってくるので、そこはしっかり調査をかけて、今回は先ほど来お話がありましたけれども、こういう陳情が上がってきたからその場所で調査をして、あ、自転車が置いてありますね、でも前より減っていますねという話ですけれども、もっと俯瞰をして全体をしっかり捉まえてこういう指定はかけていってもらいたいなと思いますので、一言あれば。

○桑波田交通安全担当課長

放置禁止区域について、一部の地域だけを指定した場合、今お話のあったとおり、またその隣に置いてしまう、放置禁止区域から外れたところに、外へ外へとまた逃げていくような状況もございますので、やはりそういったところも勘案しながら、全体的な放置禁止区域もそういった状況の変化によって対応していきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ありますか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成29年陳情第15号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来。

○大沢委員

継続。

○新妻委員

継続をお願いします。

○安藤委員

継続なのですがすけれども、ちょっと理由ですが、この地域に放置自転車の問題が存在することがわかったのですが、やはり区域の指定は、住民の議論と合意を最大限得らなくてはいけないし、ましてや丁目全体となりますと影響もあるので、住民合意のプロセスを得るという点では少々課題が変わるというのは事実だと思います。まちづくり全体の中でというほかの委員からの話もありまして、そういったこともありますので、継続が望ましいと思います。

○いながわ副委員長

継続で。

○西本委員

継続ですが、先ほども申し上げたように、ここだけではないと思うのです。同じような問題、品川区全体にかかわっている問題なので、もう少し広げてしっかり議論する場も必要なのかなと非常に感じましたので、継続的に議論してまいりたいと思っております。

○筒井委員

区としてもぜひとも再調査をしていただきたいのと、あとまたこの地域の状況を見守りたいということで、継続をお願いいたします。

○たけうち委員長

ありがとうございました。

それでは、陳情第15号は継続といたします。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 平成30年2月都営住宅入居者募集について

○たけうち委員長

それでは、次に予定表3の報告事項を聴取いたします。

初めに(1)平成30年2月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾住宅課長

それでは、お手元の資料で平成30年2月都営住宅入居者募集について、ご報告いたします。

1番、募集内容ですが、今回は都営住宅のポイント方式による家族向け住宅と、抽選による単身者向け住宅などの新規入居者募集となります。

2番、申込用紙の配布期間は2月1日木曜日から2月9日金曜日まで。配布場所は住宅課を初め記載の各施設となっております。

3番、申込用紙郵送受付期間は2月15日木曜日までに必着となっております。

4番、募集住宅は、全戸数1,686戸、内訳は記載のとおりです。

5番、抽選日は3月23日金曜日、ポイント方式以外の住宅に対して実施されます。

6番、広報ですが、2月1日号の広報「しながわ」、広報「東京都」、区のホームページにも掲載予定です。

7番、都プレス発表日は1月22日月曜日、本日午後2時ごろを予定していると聞いております。

8番、休日相談窓口については、記載のとおりです。募集冊子は、募集開始日である2月1日木曜日になりますが、区議会事務局を通じて委員の皆様へ配付させていただきます。

最後に9番、その他ですが、平成30年1月から新たに開始される都営住宅の「毎月募集」についてご紹介いたします。資料の2枚目になりますが、東京都の住宅供給公社のホームページ資料をご覧ください。こちらの募集は年4回実施されている定期募集に加えて行われるもので、比較的低倍率の住戸などを子育て世帯向け等に公募するものとなっております。募集時期は、毎月中旬から下旬、対象世帯は資料中段に記載されているとおりとなっております。募集方法は、抽選方式です。募集内容は、募集期間中のみ東京都住宅供給公社のホームページからダウンロードでき、募集冊子の配布は行われなくなっております。

今回の平成30年1月の募集内容につきましては、資料下段、募集のご案内（最新）のタイトル以降に記載されている内容となっております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

毎月募集ということでお話がありましたが、毎月募集実施の目的や背景をどのように区としては把握していらっしゃるのでしょうか、伺いたいと思います。

それと、毎月募集がこれからあるということになると思うのですが、区民への周知という点ではどのようになされるのかお伺いします。

○長尾住宅課長

まず、毎月募集の趣旨についてですが、東京都から聞いているところだと、子育て世帯の入居機会を多様化するということを主眼として、こちらの毎月募集を開始したと伺っております。

区民への周知につきましては、募集の内容につきましては住宅供給公社のホームページでしかご覧いただけないというかそういう募集の内容になっておりますが、区のホームページ上でも追加してご案内できるようにしていきたいと考えております。

○安藤委員

周知に関してはなるべく多様な機会を捉えて区としても周知に努めていただきたいという要望です。それと、背景のところは入居機会の多様化とかなりかたい言葉でちょっとわかりづらいというか趣旨がよくわからなかったので、もう少し教えていただけないかと思います。

それと内容について幾つかあれなのですけれども、今回の募集に品川区の住宅が入っているのか教えてください。それとなぜ比較的低倍率の住戸が募集の対象なのでしょう。これも伺います。あと、若者単身者が募集から除かれているという理由はなぜなのでしょう、お伺いします。

○長尾住宅課長

毎月募集の対象として挙げられておりますのが、若年夫婦の世帯、あとは成人前の子どものいらっしゃる世帯ということが挙げられております。もともと都営住宅の中ではその方たちを対象とした定期借家に近いような形の募集というのがされておりました。ただ、ちょっと東京都から聞いている話ではないのですが、今までの募集の状況を見ますと、定期募集につきましては一般的な都営住宅に比べると倍率が低かった部分がありましたので、おそらくその世帯に向けては定期的な時期に行うというよりはもう少し申込みいただく機会を増やすというところを検討されているのではないかなと推測しております。先ほど、なぜ低倍率のところを中心というところも同じようなところで考えております。

今月から毎月募集が始まるのですけれども、今回の募集の中には品川区内の住戸というのは入っておりませんでした。

〔「単身がなぜ」と呼ぶ者あり〕

○長尾住宅課長

すみません、なぜ単身向けが入っていないかというところに関しましては、理由までは東京都のほうには確認はしていないのですけれども、今回始まっているのは記載しているような若年夫婦・子育て世帯等の方を対象としたものになっております。あと、募集されている住戸につきましても、2人以上の世帯向けという住戸しか掲載はされておりました。

○安藤委員

比較的低倍率の住戸がなぜ募集対象なのか。だから品川区内の住宅は今回入っていないと、なかなか今後入ってこないのかなという気がするのですが、その理由がご説明だとちょっとわからなかったもので、もう一度お願いしたいなというのが一つです。

それと、今やはり若者の単身者の方というのは非常にこういった公営の低廉な住宅というのは、私は必要なのではないかと思っております。といいますのは、若者の非正規雇用率が5割を超えていますし、都心で毎月かなりの家賃を負担するのは大きな負担ですし、それがあるので貯蓄はおろか暮らしていけないという実態が広がって、親元にいざるを得ないというか、やはり一人暮らしをするのは金銭的なリスクが大き過ぎるということで、そういった状況が若者の結婚や自立を困難にしているのではないかと。ひいては、自立や世帯の形成や少子化克服、社会の持続可能性を担保するというこのためにも、そういった状況を改善していく必要があるのではないかとということで、単身若者への住宅政策も考える必要があると思うのですが、ちょっと関連して区の見解をお伺いしたいというのが2点目です。

○長尾住宅課長

今回募集対象になっている住戸に関しましては、比較的低倍率の住戸などを対象としてというところで挙げられておりますが、高倍率のところにつきましては、今までどおりの定期募集の中でポイント方式であったり抽選方式であったり、既に皆さんが活用されているところになっておりますので、今回の毎月募集の中にはそういったところも勘案して入れていないというふうにはしていると思われま

す。あとは、若者に限定せず単身者向けというところだと、区営住宅も都営住宅も一定程度はありますので、そちらのほうをご活用いただく。あと、民間の住宅の中にもワンルームマンションは一定程度、単身者用の住宅というのもありますので、そちらのほうを使っただくという形になると考えております。

○安藤委員

私が伺ったのは、高齢者であれば単身の方でも都営住宅に応募できますけれども、若者ですと単身ですと全く一切ないのですが、先ほど言ったような状況の中で、若者の単身者への住宅政策を考える必要があると思うのですがいかがでしょうかと伺ったので、区の考えをお聞かせいただきたい。あわせて、都営住宅、区営住宅の増設とあわせて、若者単身者も募集対象に加えることを求めたほうがいいのかと思うのですが、そういった先ほどの認識とあわせてお伺いします。

○長尾住宅課長

区営住宅につきましては、増設の考えはございません。今あります区営住宅の維持管理を通して公営住宅としては引き続き提供していきたいと考えております。

若者単身者向けというところですが、現時点の都営住宅の制度の中では確かにございません。民間の住宅ストックとしては一方で一定程度あると考えておりますので、そちらを活用いただくところがまずは前提になるかと思っております。

○安藤委員

そういったことになるかもしれないのですが、民間住宅ストックというのが活用したくてもできないし、それを活用した場合というのは本当に暮らしていけないような高家賃だということがありますので、ですから若者の自立や支援、あるいは少子化克服等々の理由から、今住宅要配慮者の中に単身若者は入っていないのですが、私はもう今までの経緯とか今の社会状況を見ると、やはり住宅政策の対象に加えていく若者がたくさんいるということだと言いたいです。そういった認識をぜひ今後ちょっと持っただきたいと要望させていただきます。

○西本委員

すみません、この毎月募集ということに関して、区ではないので東京都の事業ですから答えにくいかとは思いますが、ご存知でしたら教えてほしいのですが。

毎回都営、区営もそうですけれども申込みがあって、待ちがいつぱいいるわけです。倍率も高いわけです。その中で、100%切っていないとこういうのは出てこないわけであって、余りがなければ募集をしないと思うのですが、毎月毎月で今回は50戸となっているのですよね。ということは、最低でも50はあいていますよという話ではないですか。そうすると、今回定期的な募集をやっていると、100%ではとっていないということという、これはどうしてこういう余りが出てくるのかというのは率直な疑問があるのです。だから、この低倍率という意味がもしかしたら100%ではなくて8割方になってしまっていて、その2割ぐらいのものが余っているよというので、特に若者夫婦とか子育て世代に特化した形で事業をやろうかみたいな状況なのかなのですよね。余りが無いとないわけですが、こういうの。しかも50戸というのも出ているので、ということは既にあっていますよ。もしくは新築で新しくできるので、それがこれに当たっているのか。でも、それでも低倍率というのが書いてあるので、もうでき上がっているものなのかなとかと思うと、現実の都営の住宅の申込みの状況と、今回のこの事業というのはリンクしないのです、どうも感覚的にも。多分そこら辺はどういうからくりになっているのかなと思うのですが、いかがでしょうか。おわかりになるところだけで結構です。

○長尾住宅課長

今回の募集がかかっている50戸に関しましては、23区内で15戸で、あと市部で35戸が出ていた状況でした。都営住宅の公募の中に入ってくるものとしては、現状であいているものだけではなくあきの見込みというものも含まれているようですので、今までの都営住宅の運営上このぐらいはあくだろうという見込みも立てながら都営住宅としては公募をかけているのだと推測されます。詳細なところまではちょっと今把握しておりませんので、現時点でわかっている内容だけのお伝えになってしまいます。

○西本委員

ただ、結局見込みで多分50戸必ず、50世帯入れますよということなのか、順番待ちで優先順位を待ちながらも50戸の枠があるのです。だけれども、入れるのはもしかしたら4月になるかもしれないし、6月になるかもしれないしというような。だから、とにかく50戸の中に入れば何とか1年の間に入れるかもねという程度で話をすればいいのか、その辺のニュアンスはいかがですか。

○長尾住宅課長

こちらにつきましては、抽選で当選された方はエントリーをしておいていただくことになりまして、当たった、当選された住戸が使えるような、ご案内できるような段階になれば、住宅供給公社から申請者へご連絡が行くということになりますので、同じ時期に皆さんが入れるとは限らない状況です。

○たけうち委員長

ほかにご質疑よろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) (仮)品川区環境基本計画の素案について(パブリックコメントの実施)

○たけうち委員長

次に、(2) (仮)品川区環境基本計画の素案について(パブリックコメントの実施)を議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林環境課長

私からは、これは仮称という意味でございますが、品川区環境基本計画の素案とパブリックコメントの実施についてご説明をいたします。本計画につきましては、11月の建設委員会での所管事務調査におきまして、環境対策として新たな計画の策定状況についてご説明したところでございます。このたびこの計画の素案が取りまとまりましたので、パブリックコメントの実施とあわせてご説明をいたします。

初めに、A4判1枚の資料をご覧ください。1の策定の目的についてでございますが、世界的な地球温暖化対策の動きに対応いたしまして、区民・事業者に対する意識啓発を通じて行動の実践をさらに促すため、現在の計画を見直し、新たな計画を策定するものでございます。

次に、2のパブリックコメントの実施についてですが、広報「しながわ」2月1日号と区のホームページで周知をいたしまして、平成30年2月1日木曜日から3月2日金曜日までの期間、環境課窓口ほか地域センター、文化センター、図書館、区政資料コーナーで閲覧を行い、環境課において意見を受け付けいたします。

次に、3の今までの経過についてですが、これまで庁内で部長級による「環境対策推進会議」を初め、庶務担当課長級による「環境対策庁内会議」を5回、区民、事業者、学識経験者等から成る「環境計画等改訂協議会」を4回開催しまして素案をまとめてきたところでございます。

次に、計画についてご説明をいたします。本日、別紙1として素案、別紙2として素案の概要版を配付させていただいております。本日につきましては、主に別紙2の概要版にてご説明をいたします。タブレット上ですと138ページとなります。よろしくお願いいたします。

1ページ目では、新規計画の策定にあたる背景、目的、策定方針について記載をしております。これらの内容につきましては、所管事務調査の際にご説明しておりますが、改めて簡単にご説明いたします。策定の背景といたしましては、地球温暖化の重要度の高まりや、国・都の環境施策の動向、区民・事業者の実践を促すところが必要であることが挙げられております。そのため、区民の皆様あるいは事業者の皆様とともに、環境に関する行動のさらなる実践を促すため、新たな計画を策定し、目指す将来像、指針、重点プロジェクトなど、効果的な取組みを推進してまいります。

次に、策定方針・位置づけにつきましては、1ページ下段から2ページにかけて記載をしております。関係施策につきましては、品川区基本構想、品川区長期基本計画のもと策定方針・位置づけを定め、区内の環境維持向上に取り組んでいるところでございます。

2ページ目をお開きください。本計画の位置づけについてですが、ページ中ほどの黄緑色の部分、品川環境基本計画が本日素案をお示ししている件となります。この環境計画は、所管事務調査の際にもご説明しましたとおり、現在ある第2次品川区環境計画および品川区地球温暖化対策地域推進計画を1つに取りまとめ、新たな計画としたものでございます。その下の、品川区役所職員環境行動計画とは、区役所が一事業者として取り組む温室効果ガス削減、排出削減のための計画でございます。この計画も現在は品川区温暖化対策実行計画、第3次という名称で取り組んでおりますが、今回環境基本計画の策定とあわせて新たな名称のもと現在策定作業を行っている最中でございます。

計画期間につきましては、2018年度から10年度とし、原則として中間年または必要に応じて見直しをいたします。

次に、3ページをお開きください。将来像と基本目標・共通目標についてご説明いたします。将来像につきましては、現在の計画では「みんなで創る環境都市」としてありますが、新たな計画ではつくってきた環境を区民や事業者の方がさらに育てていくという意識を強く持っていただけるよう「みんなで

創り育てる環境都市」としております。また、5つの基本目標と全ての基本目標に関連する共通目標を定めたところでございます。

次に、4ページ目、5ページ目をお開きください。ここでは施策の体系をまとめております。5つの基本目標、共通目標に対し、施策の方向性と右ページで具体的な施策を定めました。基本目標1、「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する」では、計画の策定・進行管理・見直しなど9項目、基本目標2「持続可能な循環型都市」を実現する」では、家庭ごみの発生抑制など14項目、基本目標3「水とみどりがつなぐまち」を実現する」では、水とみどりの骨格形成など18項目、基本目標4「すこやかで快適な暮らし」を実現する」では、大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動への対策など6項目、基本目標5「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する」では、多様な品川区らしさを踏まえたまちづくりへの活用など5項目、全体を取り囲む共通目標「日常的に実践する人」を育てる」では、環境に関する情報の整理と効果的な発信など6項目となっております。本日は概要版でご説明しておりますが、これらの目標に対しまして区民、事業者の皆さん、区役所が実行できることなど具体的な例を挙げて、別紙のほうの58ページ以降に細かく示しているところでございます。

次に、6ページをお開きください。項目6、指標・目標についてご説明いたします。現行の計画では指針や目標を設定し、さまざまな施策を実行してまいりました。新たな計画でも基本目標と共通目標の進捗状況を具体的に確認するために、品川区の温室効果ガス排出量を初めとする全部で24の指標を設定したところでございます。なお、目標についてですが、本計画の終了年度である2027年度に対する目標値を定めたところでございますが、一部米印の項目につきましては、関連するほかの計画等で目標設定がされているものもありまして、2022年度の目標値となっているものがございます。これらにつきましては、中間見直し等により目標値の更新を行ってまいります。

なお、資料につきまして一部修正がございまして、大変申し訳ございません。資料の中で基本目標1の「②エネルギーの使用を削減する」の指標、家庭部門一人当たりのCO₂排出量でございまして、目標値が0.937t-CO₂/人となっておりますが、大変申し訳ございません。1.046tでございまして、0.937が1.046トンでございまして、また、その下の業務部門単位床面積当たりのCO₂排出量でございまして、目標値0.073tとなっておりますが、0.082tでございまして、続いて、もうしばらく修正がございまして、区施設からの単位面積当たりのCO₂排出量でございまして、基準値が0.0411となっておりますが、こちらが0.0484でございまして、0.0411が0.0484でございまして、また、目標値0.0276となっておりますが、こちらが0.0334でございまして、修正は以上でございまして、それとあわせて、こちらの内容で別紙1の本編につきましてもこれに对照するように修正となります。数多く修正がございまして、大変申し訳ございませんでした。

さて、最初の指標としまして、基本目標1の「①地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する」では、品川区全体の温室効果ガス排出量について、計画終了の2027年度の目標を掲げております。この目標設定につきましては7ページ目の項目7、温室効果ガス削減目標をご覧いただきたいと思います。地球温暖化対策につきましては、区が自主的に取り組むことはもちろんですが、国や都などと積極的に連携することで、到達可能と見込まれる2030年度の削減目標を設置したところでございまして、国や東京都の計画と同様に2013年を基準年とし、2030年までに40%削減、計画終了までに33%削減を目標としたところでございまして、東京都では、都の計画の中で2030年までに38%の削減を示しております。この達成のためには都心部である品川区の役割は非常に大きく、区として積極的に推進していく姿をしっかりと区民に示していきたいというところから、今回高い目標値を設定したところでござい

ざいます。

次に、8ページ目の8、重点プロジェクトについてご説明いたします。各プロジェクトにつきましては、各基本目標と共通目標を達成に導くことを基本に選定したところがございます。重点プロジェクト1では快適と省エネを両立する暮らし・仕事の実現として家庭や事業所を対象に省エネルギー診断等を活用し、エネルギーの削減について取り組んでまいります。重点目標2では、低炭素なエネルギーの活用として、まちづくりと一体となった取組みや、区外に目を向けた事業展開といった新たなアプローチ方法の検討など、実現の可能性を検討し順次取組みを進めてまいります。重点プロジェクト3では、食品ロスの削減として、家庭・飲食店・小売店等のさまざまな場面で発生している食品ロスについて、区民・事業者の皆様による主体的な実践と、区による情報発信や学習・体験の機会提供により削減に取り組んでまいります。また、ごみの発生抑制と連携した取組みも進めてまいります。重点プロジェクト4では、身近な水辺の利活用として、引き続き水質改善に取り組むとともに、民間事業者等と連携しながら「水辺の魅力向上」や「水辺のにぎわい創出」に取り組む、水辺の利活用のための栈橋の整備・活用、舟運の活性化について取り組んでまいります。重点プロジェクト5では、学びと体験の機会の充実として、環境学習講座やセミナー等で体験の機会を充実させ、日常生活における実践の促進を目指してまいります。以上が重点プロジェクトの説明となります。

次に、9ページ目の9、計画の推進体制・進行管理についてご説明いたします。推進体制といたしましては、区民・事業者・区の3者のかかわりを示した図をお示ししております。上側の区民・事業者の方々には、日常の生活や活動の際に環境に配慮した行動を実践していただくとともに、区もそれに連携して支援をしてまいります。また、区では庁内の環境対策推進会議、環境対策庁内会議2つの会議体によりまして、環境対策についての連絡調整や方針決定に取り組んでまいりたいと考えております。進行管理としましては、下の図でお示ししておりますが、計画・実行・確認・改善、いわゆるPDCAサイクルを回すとともに、状況を広くホームページで公開してまいります。

計画の概要についての説明は以上でございます。

なお、先ほどご説明しました区民や区内事業者の委員から成る環境計画等改訂協議会では、環境保全に対して何を行うべきかわかりづらいというご意見が出されたところでございます。これを受けまして、本計画では資料1のほうでございますが、119ページより環境保全行動指針を新たに取りまとめたところでございます。それぞれの取組みの中には、既にご存知のことあるいは実行されていることもあるかと思いますが、本計画では区民や事業者の皆さんに地球温暖化対策について知識を深めてもらうとともに、ふだんから実行していただくきっかけ、気づきとして参考にしていただければと思っているところでございます。また、大きな取組みだけではなく、ふだんの行動を少しずつ見直すことで、無理なく、我慢することなく省エネの取組みに関心を持っていただきたいと考えているところでございます。

別紙の説明については以上でございます。

次に、今後の予定につきまして、一番最初にご説明いたしましたA4判1枚の資料でございますがそちらにお戻りいただきまして、4の項目をご覧ください。3月にパブリックコメントを踏まえた最終審査を行いまして、4月より新たな計画を定めていきたいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

まず、目標について前回は検討中だということだったのですけれども、今回出されたようですが、一

つ目標で基準年がありますが、2013年ということになっていますが、前は余り言わなかったのですが、2013年といいますと東日本大震災が発生後で火力発電などに大きくシフトを、石炭なども使われているような状況がありまして、電力は減ったとしても電力を生み出すときに排出してしまうというような状況がありました。ですから、2013年を基準にするというのは私はちょっとどうなのかなという思いがあるのです。基準年について都と区に合わせたというのがありましたけれども、環境基本計画の基本方針のところ、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき」とありますが、これは2013年を基準にする法律に書いてあることなのではないでしょうか。伺いたいと思います。

そして、やはりパリ協定にしっかり対応していくと書かれておりますけれども、パリ協定の目的というのはご存知のように産業革命前からの世界の平均気温上昇を2度未満に抑える、加えて、平均気温上昇は1.5度未満を目指すということでございますが、はたして2013年対比の目標でこれが達成できるのだろうか。パリ協定の基準年のこともありますが、今回の目標といいますのはパリ協定の目的を達成するのにふさわしいものになっているのでしょうか。率直に伺いたいと思います。

○小林環境課長

2013年を基準にした理由でございます。このような環境計画を策定するにあたりましては、国から示されております策定の基準というものが設けられております。これは法律に定められているものではございませんが、環境省からこういった計画をつくる際にはどういった基準年で設定すべきかといったところが示されたところでございます。最新版の資料によりますと、これからつくるこういったような計画につきましては、国の基準年である2013年を基準として行動計画をつくりなさいということが示されておりますので、今回2013年としたところでございます。

パリ協定につきましては、もちろんパリ協定を日本も批准しておりますので、もちろん国と区がそれに向かって取り組んでいかなければいけないということは十分に承知しているところでございますので、これをしっかりやっていけば区としてのしっかりとした役割というのは十分果たしていけるべき計画になっているかなと思っております。ただ、期間としてはまだまだ先の部分でございますので、今回10年間示した部分でございますが、先につなげるといった意味でも十分対策はとられた計画ではないかと捉えているところでございます。

○安藤委員

やはり基準が示されているということですが、ぜひ自治体としての積極性も発揮していただいて、2013年にこだわらずもっと、例えば京都議定書の場合は90年比なわけですから、積極的な目標を掲げていただきたいと思いますが、例えば基準年についても品川区は2013年以前に設定するか、そういったことをやるべきだと思いますがいかがでしょうか。

それと、目標について、仮に2013年という基準年にしたとしても、目標のところについての、概要版でいきましたら6ページのところですけれども、家庭部門は1人当たりの排出量の目標になっておりますが、業務部門ですとか区施設の目標は、単位床面積当たりということになっておりますがちょっとわかりづらいのですけれども、これはつまり床の総量が増えることは問わない、床の総量が増えるか増えないかというのは問わないということなのではないでしょうか。確かに最新の設備を導入すれば、クーラーにしてもそうだと思いますけれども、以前に比べるとはるかにCO₂を出さないような省エネタイプになっているというのはそうだと思うのですが、ただ、区内の再開発などでオフィスビルがすごく増えていきますけれども、オフィスビルというのがやはり住居に比べると相当CO₂を出していますので、やはり床の総量が増えてしまうと絶対量が増えてしまうと思うのです。絶対量が増えるということ

を何とかしない限り温暖化というのはとめられないと思うのですけれども、そこら辺が非常にわかりづらいので、そこら辺について説明をしていただきたいと思います。

○小林環境課長

2点ご質問ありました。1点目は2013年の基準でございますが、他の自治体等々も今現在新しく計画していくものについては基本的には2013年基準としているところでございます。他の自治体との比較等々も見ながら計画の進捗を確認していきたいということもございますので、2013年比というところについては変わらないと考えているところでございます。

床面積の考え方でございますが、今回この目標値を設定していく中ではある程度床面積に対する将来予測、今までの過去の伸び率とかを含めて将来予測を立てているところでございます。それに基づいて床面積も増えます。あるいはエネルギー使用量については、建物の更新等々について進んでいけばある程度ここまで下がるという将来予測を立てた上で今回この数字を策定したというか、目標を設定したというところでございます。

○安藤委員

冊子のほうの17ページとかに書いていますね。実際エネルギー消費量を見ますと、これは区なので、やはり一番多いのは業務部門ということで、もちろん家庭ですとか産業とかも減らしていくことは大事だと思いますが、やはり全体の大きな部分を占めるところにしっかり対策をしていくということが必要だと思いますので、そういった意味ではもっとやはり業務部門への対策というのを重視していく必要があると思いますし、そういった意味では「みんなで創り育てる環境都市」というスローガンになっていますが、それはそのとおりなので否定はしませんけれども、問題が曖昧になりかねないというか、「みんな」といってしまうと、それはみんななのですが、もう少し大幅に排出しているところにきちんと狙いを定めてきちんと対策をとるという姿勢を出さないと、やはり対策にならないと思うのです。

そういった意味で、今のご説明ですとちょっとわからないところもあるのですが、結局ではこの業務部門の目標値というのは絶対量を減らしていくということによろしいですね。そのためには、私は床面積がある程度これ以上増やしてしまうと、オフィスビルですね、縦に積み上げて高いものをどんどんつくってしまうと、その絶対量の目標が達成できなくなるということもあるのではないかと思うのです。そういった予測というのは立てていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○小林環境課長

業務部門のご質問でございます。その前に、まず「みんなで創り育てる」ということもございますが、この環境基本計画につきましては、もちろん業務部門も大切でございますが、家庭部門あるいは運輸部門、さまざまな部門に対する計画でございますので、特に業務部門1つに絞った計画ではございませんので、幅広くといったところから「みんな」という言葉を使ったところでございます。

それから、業務部門の絶対量でございますが、以前もお話したことがあるかと思いますが、基本的に大規模な建物、ある一定の規模の建物につきましては、まず建物を設計する際はエネルギーの消費性能基準への適合、これが建築物省エネ法でまず定められているところでございます。また、建物を運営していく上でエネルギー管理を行うために、やはり一定規模の建物につきましては省エネ法による規定で報告が義務づけられておまして、一定規模の建物につきましては、省エネに対する配慮がなされていると考えているところでございます。

また、中小の建物につきましては、今回重点プロジェクトでもお示ししましたとおり、重点プロジェクト1でございますが、特に中小事業者向けの例えば省エネ診断等々を実施した上で対策をとっていた

だくような仕組みづくりを今後環境課としても検討していきたいと考えておりました、さまざまな事業部門に対する方策等を練りながら、全体量、絶対量を減らしていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

全体量を減らしていきたいということで、それはぜひ。業務の絶対量を減らしていくと、それはわかりました。それはぜひ目指していく必要があると思いますが、やはりそれにきちんと見通しがあるのかなというのがすごく心配で、中小企業のテーマはそれはそうだと思うのです、それはそれでやる必要があると思いますし、大事だとは思っています。ただ、今の大きなビルというのは基準があるから高性能ですからという話も何回か伺っていますが、それはそのとおりなのですが、幾ら技術的に効率的でもやはりぼんぼんつくってしまうと積み上がって増えてしまうわけなのです。そこら辺の見通しをきちんとつくっているのかなと。そういったことを区が掲げている目標を踏まえた上で、そうしたまちづくりというのは進めていっているのか。まちづくりの中にそういう観点というのが入っているのか。ここら辺がちょっと私は非常に疑問なのでお伺いしました。減らす目標を掲げるのはいいのですが、それを担保するためのそういった計測、再開発ビルから排出されるCO₂の算出、そして公表する仕組み、総排出量を抑える計画というのはやはり私は大きな部門であるからこそ独自に必要なと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

先日、平成28年度の温室効果ガス排出量というのが国から発表されたところでございます。こちらにつきまして、特に事業その他部門、今回それに該当する部分かと思いますが、こちらにつきまして2013年度比で全国平均でございますが10%の減ということで、確実に業務部門、新しいビルが建て替わったりあるいは大きなビルができたとしても床面積が増えている中でも十分に削減が図られているというところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、一定規模の建物につきましては、省エネ法の中でしっかりと報告義務がなされているところでございますので、区として新たに何か監視していく必要があるかというところにつきましては、現在のところ考えているところではございません。

○安藤委員

そこら辺に関しては、やはり計画の実効性を保つという意味でも、ちょっと研究をしていきたいと思えますし、研究をしていただければと思います。

あと2点なのですが、水質改善というところでございますけれども、身近な水辺の利活用ということで、栈橋とか水路というのは親しむためには必要な環境整備かもしれませんが、肝心かなめの水質改善というところで繰り返し言っていますが、目黒川の水質改善というのは、環境基準は達しているかもしれませんが、だからといって親しめるような水環境なのかというところはまだ不十分な点があると思うのです。今回、目黒川対策、水質改善という点では今回の計画にどのように盛り込まれているのかお伺いしたいというのが1点です。

それとあわせて、同時にやはり自然エネルギーの普及というのがかなり決定的だと思いますけれども、昨今、ちょっとこの重点プロジェクトですとかあるいは基本目標のところではやはり位置づけが非常に弱いのではないかなと思うのですが、やはりしっかり目標を持ってこれを普及していくところを柱に、重点プロジェクトなのか、基本目標に入れるのか、やはり柱立てというのをしていく必要が私はあると思うのですけれども、そこについてもぜひしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

2点ご質問ありました。水質の件でございますが、目黒川に限定した何か対策というところではございませんが、例えば水を汚さないこと、今回特にお話があったのが、具体的にどういった取組みを区民の方が心がけるべきかというところをわかりやすく、見やすくしてほしいというところから、コラムや一口メモといったところをあちらこちらにちりばめて、今回ご説明をしたところでございます。例えば資料1の116ページでございますが、水を汚さないための工夫としては、こういったことに区民の皆さんは心がけてくださいよとかいうところをお示したところでございまして、例えばそういったところを一つ一つ見ていただいて、実行したことで水質改善については徐々につながっていくのではないかと考えているところでございます。また、先ほどお話ありました環境基準の件でございますが、今年も念に4回の測定を行っておりまして、現在4回目を行っておりますが、3回目までの中間報告の中では昨年度に比べて多少ではございますが、まだ改善傾向だということではございます。

続きまして、自然エネルギーでございますが、先ほどご説明しましたとおり、重点プロジェクトの中でも例えば111ページの中の例2にありますように、そういったところで自然エネルギーについての活用事例等々も今回打ち出したところでございます。一方で、自然エネルギーにつきまして、例えば太陽光、風力発電、いろいろとございますが、天候に左右されやすいところでもございますので、一般的な電力を補完するものとして引き続き設置については推進していきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

目黒川については、やはり引き続き水質改善に取り組むということは書いているのですが、やはり前回も指摘させていただいたのですが、根本的な対策という点では合流式下水管の改善というところで、やはり大雨が降ったときにどうしてもこういった汚れた水が合流してしまうと、構造的な問題というのがやはりあると思うので、ぜひちょっと曖昧な、抽象的な言い方ではなく、少しでもそういったものを研究していきますですとか、改善に向けて取り組んでいきますですとか、そういった踏み込んだ表現というのが必要なのではないかと思いますので、ぜひ言っていただければと思います。これは意見です。

それと、今後の進め方ということでパブリックコメントのところもありますが、前回説明会をやっていたきたいということで要望させていただいたのですけれども、環境基本計画というのは本当に区民全体の関心事、ましてや温暖化対策であったら地球全体にかかってくることだし。今関心がないかというところとすごく高い面だと思っておりますので、そういった意味で、説明会をやることでこの計画自体を周知することにもなると思うのです。議論を巻き起こすことにもなると思いますので、ぜひ積極的にこれはパブコメとあわせて説明会の設定などを行っていただきたいと思いますので、これも要望にさせていただきます。

○西本委員

幾つかお願いいたします。温室効果ガス削減目標なのですが、2013年を基準にということで、今2017年度はどこまで来ているのでしょうかというのを教えてください。

それから、あと細かいことなのですが、この素案の中の表現の、例を言いますと例えば63ページをあけてもらおうと、下の主な取り組みの中で区民、事業者とあります。そのマークがありますよね。このマークがバツテン印に見えるのは私だけでしょうか。これ、何かこういう表現でずっと書いてあって意味がわからないではないのですけれども、多分これは何か葉っぱか何かかなのかな、だけれどもどうみてもバツテン印にしか見えないのだというのがあって。もうちょっとかわいいというか何とい

うのでしょうか……。

〔「かわいいと思うよ」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

かわいいですか。葉っぱだったら葉っぱの形に見えるといいなと。もうちょっと丸くしてくれたらいいなとか。何となく違和感があって、遠目から見るとバツェンに見えるので、何かもうちょっと工夫してほしいなという感想です。これは私の感覚かもしれませんが。

それで、あとLEDの家庭での何か、これ区としての目標に具体的なものが出てきて、2022年度までということが出てきて非常にすばらしいなと思っているのですが、これは当然家庭のほうの目標値というのもそうなると思うのです。当然LEDになって今の蛍光灯等についても販売しなくなってくるので、そうすると家庭の中でも何年までにはきちんと100%にしないといけないですよというのが書けるのではないかなと思うのですが。その家庭での目標値というのを具体的に入れてもいいのではないかなと思いました。

それから3点目は、節水対策が少ないなと。事業所のところは少し書いてありました。ただ、では家庭の中での節水というのが何か項目として入っているのか、ちょっと私が見逃していたらちょっとご指摘いただきたいと思います。

また、PDCAです。これ、わかるのです、何をやるにしてもPDCAなのでわからないではないのですが、最後にこれつけていますが、これを見て行政の方々はわかるのでしょうか、家庭とかに置きかえてみたときに非常にわかりにくい。特に環境は目に見えないところが多いので、そこまでやったらどういう効果が得られたのかというようなのはなかなかわかりづらい。例えば、お金の換算できるとか。こういうことをやるとこれぐらいのお金、エネルギーが削減できて、実際に電気代がこれぐらいになるよとか、何かそういう本当にわかりやすい、具体的に行動をとりながら、これをやると何かいいことがあるよというのが感覚的にわかるのです。電気を消したりとかいうのは当然ながらしなければいけないしするのは省エネというか当然やることはわかっているのですが、ただつついこのうのができないのです。環境対策をやるときに、本当の自分の身になって、一番わかりやすいのは先ほども言ったように電気代がこれだけ安くなるよとかというのがわかってくると、あ、これをやることによって最終的に省エネになる、使用削減になるというふう身近に感じられるようなPDCAサイクルというのが提示できないものかなというのを、今後の課題なのかもしれませんが、ぜひそれも考えていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

大きく4つご質問いただいたところでございます。まず、削減目標のところでは2017年の状況でございますが、品川区の温室効果ガスの排出量が特別区協議会、こちらから毎年データ供給されるものでございます。これが2年おくれでやってくるところでございまして、2017年のデータというのが今まだ我々の手元にないところではございますが、2015年までの傾向で行きますと、やはり削減傾向にあるというのが傾向として見えるところでございます。

それから、ご指摘がありましたバツェン印のところではございますが、これにつきましてはご意見いただきまして……。

〔「バツェン印ではないだろう」と呼ぶ者あり〕

○小林環境課長

我々からすると花マークというイメージがちょっとあったのですが、それにつきましては表現につき

ましてまたかわいらしいものにつきましては何か考えていきたいと考えているところでございます。

それから、LEDでございますが、家庭部門でございます。家庭に対して助成等を行っているところでございますが、1つは資料119ページにありますように照明器具をLEDに交換するようなことをまず行動指針としてお示した上で、やはり絶対それにしなければいけませんよというふうに区民の方に強制することはなかなかできないかと思いますが、啓発として区として進めていければと考えているところでございます。

節水のご質問でございます。節水につきましても同じように行動指針の中の120ページ等々に節水型のシャワーヘッドあるいは水栓を利用するなど、ところどころ記載をさせていただいたところでございますが、少しでも皆さんにわかりやすく簡単にご説明する内容を少し挙げながら、今回計画を取りまとめたところでございます。

また、PDCAサイクルの部分でございますが、133ページの部分であるかと思いますが、このPDCA、区がこの計画の管理をしていく中で回す上で、進行管理の上で行うためのPDCAというふうに捉えたところでございます。特に、区民の皆様が行動したことでどれだけ効果が出たかなというところをもし示すという観点からいきますと、例えば125ページに行動による取り組みの効果、これを年間の節約量あるいはCO₂削減量という形で効果をお示ししておりますので、こういったところを参考にしながら少しでも啓発を進めていければいいなと考えているところでございます。

○西本委員

ちなみに、初めの2015年度ということで削減傾向はどのぐらい削減されているかという数字がわかれば教えてください。

それと、LEDと節水も含めて効果が125ページにあるということなのですが、これを見ていただければある程度わかるのかなと思うのですが、より皆さんに周知してもらえるような行動をこれからもしていただきたいなと思っております。あと、LEDについてはなかなか言いづらい部分があるかと思うのですが、ただ現状としては、これは国の指針が出ているはずなので、何年までにはというのが出ているはずなので、それはやはりしっかりと区民の皆様には知らせていかなければいけないと思うのです。これをまだ知らない方が多い感じがしますし、そこを踏まえながら、家庭の方もPDCAみたいなものができあがってくると一番いいのかなと思うのですが、今回のものは行政側だということでそれはわかりました。もうちょっと工夫していただきたいなと思いますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

ちょっと数字がわかれば教えてください。2015年。

○小林環境課長

2015年、資料16ページでございますが、区における温室効果ガス排出量の推移というところがございます。ここの中で平成7年から平成26年までの推移をお示ししている部分でございますが、2015年でいきますと平成26年になろうかと思うのですが、この段階で2,232という数字がございますので、徐々に減少傾向にあるというふうに考えられるところかと考えております。

○西本委員

これ、区におけるこの表ですが、全体を見ると上がっています。確かに平成26年は下がっていますが、22年からが一んと上がって、24年、25年まで上がっているのです、傾向的には。こちら辺の分析はされているのでしょうか。品川区の中でもいろいろ削減はしていた部分はあると思うのです。その中で品川区の今の現状というのがどういう状況なのかというのが、もう少し数字的などところも

把握していかないと、最終的に目標年度2030年度で40%という数字になっているわけです。そこを具体的に示すような状況がなければ、評価の仕方ができないわけです。本当に数字として示すことが可能なのですか。それで品川区全体を見たときに、16ページを見ると決して削減されているとは感じないですね。多分環境が大分変っているのだと思います。品川区の生活も違うだろうし建物の形状も変わってくるだろうし、再開発も入っているだろうとかと、いろいろなものがあってのこういうカーブだと思うのです。その全体の品川区の状況、エネルギーの必要性等を含めて考察はどこまで進んでいますかということが非常に気になるのですが、いかがですか。

○小林環境課長

温室効果ガス排出量につきましては先ほどご説明した16ページでございますが、次の17ページのところに区におけるエネルギーの消費量、使った量に対する推移をお示ししているところでございます。平成23年、特に平成22年からそれ以降につきましては、東日本の大震災もいろいろとございまして、使用量自体につきましては節電という観点から減少傾向にあるのが傾向として見えるかと思ったところでございます。それに引きかえなかなか温室効果ガスの削減が進んでいないではないかというご意見があるかと思いますが、国の電力施策とかそれら等々が、今東日本大震災を受けていろいろと変わっている部分があるかと思っております。現在どちらかという再生可能エネルギーの活用とかさまざまな新しいエネルギーの活用等について国も新たな動きを示している部分でございますので、今後この温室効果ガス削減については、徐々にではございますが、削減傾向にあるというふうに考えたところでございます。また、品川区内でいきますと、先ほど説明がありましたように、新しい建物がどんどん更新されていくことによって、やはり特に使用量という観点からいきますと削減傾向にあるのはやはりございますので、そうしたところに十分注視しながらそういった削減目標が本当にどこまで達成できるのか等々を注視しながら今後の中間見直し等に反映させていきたいと考えているところでございます。

○西本委員

ちょっとまだ少し納得していないのですけれども、目標数値というのはもうきっちりとされているのですよね。それで区民の目標数値というのもきっちり出されているのです。その評価の仕方というのをもうすこし広く考えていかないと、わかります、この16ページとか17ページ、そういうのはあるかもしれませんが、全体的な経済状況とか建物の状況とかいろいろ品川区の現状を考えたときに、どう考えても2030年に40%下がるとは思ってないのです、現状として。難しいだろうなどこの数字と知っているのです。

なぜかという、やはり建物がぼんぼん建っていったというのものもあるし、では確かに震災があって省エネということを非常に皆さん意識しながらやっていたけれども、でももう7年たつわけです。そうすると当然その気持ちもだんだん下がってきている、原子力発電ではなくて違うエネルギーを使い始めたり、新しいエネルギーも開発されるのだらうと思いますが、ただ現実的に言うと、それがまだ具体的な使用にはなっていない。

という、これからの品川区の中での目標値に対してどういう影響が出てきて、いろいろな要因が出てきて、具体的な行動をどこまでとっていかなければいけないのかということがわかってと。やはりここで品川区の本気度というのがわかると思うのです。今のお話だけだと、ちょっとこれ本当に40%ってやるのって、そこまで見通しが立てられたような計画になっているのですかとちょっと不安になってしまうのですが、その辺見直しとか今後の検討とかどういふふうにされていくのでしょうか。

○小林環境課長

40%の設定でございますが、1つは品川区だけでももちろん取り組むことではなく、国や都、区がそれぞれ連携し合いながらそれぞれの施策を進めていくことが一番重要かと思っております。その中で都は38%削減目標を達するということもございまして、そういった国や都、区が連携を図ることによって、それぞれどれだけできるか、区の中でそれを置きかえたときにどれだけできるかというのをある程度シミュレーションをした上で、今回40%という数字を出したところございまして、それらをしっかりと進めていくことで、我々区としては40%削減というのは非常に高い目標値に思われるかと思いますが、しっかりと対策を進めていきたいと考えているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。東京都の考え方もあるでしょうし、国の考え方もあると思うので、それはそれで見ていきながら、やはり品川区の中で考えたときに、やはりまちづくりって大きなまちづくり、生活自体のことも考えながら数値化していかないと、おそらくこの数値は正確な数値になっていかないのではないかなと思うのです。なので、16、17のような状況だけではだめで、もちろん人口推移なんか絶対必要になってくると思うのです。世帯数がどうなっていくかというのも出てくるだろうし、本当にいろいろなファクターを含めながらの何%となってくるので、もしかしたら40%行ってしまうかもしれないのですかね、そういういろいろな要素を見ながら考えていくと。だからそこをちょっと今後いろいろとシミュレーション等々をしていただいて、目標値というものをより正確な数値に近づけていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○筒井委員

電気自動車についてなのですが、別紙1の122ページに外出するときにはできることということで、電気自動車等々を利用するという単語がでてきているのですが、この計画2027年度までということで、今後やはり電気自動車が世界的に普及してくるのは間違いないことなのですが、それに対してこの計画で電気自動車についての記述が少ないのと、また区民の電気自動車の利用に対しての配慮、区の役割としてどのようにお考えになっているのか。そしてこの計画では反映されないのかということをお聞きをいたします。

2点目としまして、80ページの水とみどりを守り育てる、ぜひ水辺の利活用、そしてそのための水質改善をぜひともやっていただきたいですけれども、区民の役割として自然環境保全に取り組みます、ここだけではないのですが、ほかのページでも身近なみどりを守り育てる活動に取り組みます、またほかにイベント等に積極的に参加し、水とみどりのまちづくりを盛り上げますなど、そういう義務的な書きぶりのところはあるのですが、この水とみどりを守り育てる以外のところでもそうですけれども、区民の役割というのが本当に果たされるためには、やはり区側からもかなり積極的なアプローチや啓発活動、情報提供、そうした機運醸成をしないかと思うのですが、そのあたりは区としていかにお考えなのか。また計画でどのように記述されていくのかということをお聞きします。これが2点目。

最後3点目なのですが、36ページの生活環境のところ、大気汚染とか水質汚濁については過去のデータが載っておりますけれども、騒音については過去のデータは載せられないのでしょうか。環境基本計画として生活環境について騒音を減らしていくというふうにも記述されているので、そういった点からしても生活環境の項のところ騒音の過去のデータを載せたほうがいいか私は考えているのですが、その点いかにお考えなのでしょうか。以上、大きく3点お聞きします。よろしく願いいたします。

○小林環境課長

3点ご質問ございました。まず、自動車の件でございます。電気自動車にとらわれずいろいろと環境配慮型の自動車の利用というのが非常に大きく進んでいる部分かと思っているところでございます。その中の66ページでございますが、その中で例えば区の取り組みとしては環境配慮型自動車の利用とかそういったところを今回示させていただいている部分でございます。特に今現在車の自動車販売、ハイブリッドカーを含めると、ちょっと細かい数字を今手持ちでは持っておりませんが、非常に以前に比べると普及率が高まったということもございまして、今回載せてはおりませんが、気持ちとしては変わることなくそういうところは区としては区民と一緒に取り組んでいかなきゃいけない部分かというふうに思っているところでございます。それとあわせて、66ページにもございますが、例えば自動車だけではなくてシェアサイクルの活用とかそういうところも少し捉えながら進めていきたいと考えているところでございます。

それから、80ページでご質問がございました区民の役割というところでございますが、区側のアプローチが必要ではないかというところでございます。今回区側のアプローチという観点からいきますと、例えば重点プロジェクトの5番ではございますが、学びと体験の機会の拡充、そういったところから今現在も環境情報活動センターでさまざまな環境講座、学習等を行ったところでございますが、そういったところからの情報発信とか、それから人の育成等々含めて人を育てていく環境を整えながら、今後この点につきましては拡充をうまくできればというふうに考えているところでございます。

最後に、騒音でございます。騒音につきましては、一応環境課のほうでも年に1回道路からの騒音、車が発生する音に関しての測定については行っているところでございますが、これにつきましては一定同じ場所で測定しているというところではございませんで、5年に1度場所を変えながら測定をかけているというところでございまして、なかなか比較の対象が難しいのではないかとこのところはご意見としてありまして、今回こちらにつきましては載せなかった部分ではございますが、そういったご意見もございましたので、それらの扱いにつきましては今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○筒井委員

66ページに、「環境配慮型自動車の利用を推進します」と書いてあるのですけれども、推進の具体的な中身というのをぜひ具体例とか記述していただければと思います。電気自動車についてはやはり充電設備の区の公共施設への配置とかそういったことをぜひしていただけたらと考えております。ぜひよろしくをお願いします。

あとは、学びと体験の機会において区から区民に対しては啓発活動を行っていくということなのですが、やはりセミナーとかわざわざ行かれない区民というのかなり多数いらっしゃると思いますので、広報紙とかで積極的、定期的に啓発というのを打っていかないと、なかなか区民の環境に対する意識というのは高まらないのかなと思いますので、広報「しながわ」での広報を積極的にお願ひしたいのですけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

また、騒音なのですけれども、理由はわかりました。ですけれども、騒音というのも今後一つ重要な環境対策ということになってくるかと思っておりますので、その点、区としてもしっかりデータの精査、調査などをしていただきたいと思います。これは要望であります。

2点目の広報についてのお考えをお聞かせください。

○小林環境課長

行けない方に対する周知とか、あるいはそういったところがございますが、例えば今も環境に関するホームページというのをまず環境情報活動センターを通じて発信しているところがございます。また、117ページの重点プロジェクトに記載させていただきましたが、例えばアプリを活用した情報発信の活性化というのも今後検討を進めていきたいと考えておまして、それらを使って、例えばセミナーに行けなかった方に対する受け皿等々を進めていければと考えているところがございます。

○筒井委員

やはり計画に記載の区民の役割というのをしっかり果たされるためには、やはり区からのそういった情報提供、啓発活動というのが必要だと思いますので、ぜひ積極的にお願い申し上げます。

○たけうち委員長

ほかにご質疑ございますか。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 環境表彰式・環境講演会について

○たけうち委員長

次に、(3)環境表彰式・環境講演会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林環境課長

続きまして、私からは、環境表彰式・環境講演会の開催についてご説明をいたします。

資料でございます。1番、開催の日時につきましては、平成30年2月24日土曜日14時から16時でございます。

次に、2、開催場所についてですが、昨年度と同様、荏原平塚総合区民会館、スクエア荏原のひらつかホールで実施をいたします。

次に3番、実施内容についてですが、こちらも昨年度と同様3部構成となっております。まず、第一部の環境表彰式につきましてですが、環境部門と公園部門、清掃部門の3部門合同の表彰式でございます。①の環境保全活動顕彰につきましては、地球温暖化防止、水環境の保全、緑化活動など環境保全に関する活動について、他の模範となる企業、団体および個人を対象とし顕彰し、その活動事例を紹介することにより、区民の環境保全に関する自主的な取組みを促進することを目的とするものでございます。資料のとおり、企業大賞、企業賞、地域大賞はそれぞれ1件、地域賞につきましては3件でございます。次に、②のみどりの顕彰につきましては、「品川区みどりの条例」に基づきまして、平成28年度に緑化完了届が提出された建築物の中から、周辺地域の環境と景観の向上に資する優れた緑化を促進した事業者等を顕彰するものでございます。緑化大賞1件、緑化賞2件でございます。次に、③資源リサイクル活動貢献団体でございますが、資源の回収、これは集団回収でございますが、それを通じましてごみの減量と資源の有効利用に関して特に貢献のあった資源リサイクル活動団体を選出し、10団体へ感謝状を贈呈するものでございます。以上が第一部でございます。

おめくりいただきまして、第2部では、環境表彰式受賞者による環境活動報告を実施いたします。報告者は大賞を受賞いたしました記載の2企業、1団体でございます。

第3部の環境講演会では、多様な著名人、専門家による環境講演を行い、区民がライフスタイルを見直し環境配慮の行動について考える契機として実施するものでございます。今年度の講師はアルピニストの野口健氏でございます。講演名は「富士山から日本を変える」でございます。

次に4、イベントの参加方法につきましては、事前申し込み制となっております、記載のとおり3つの方法から応募ができます。応募多数の場合につきましては抽選を実施しまして、結果は応募者全員にお知らせをいたします。

最後に5番、フードドライブのイベントの実施についてご説明をいたします。このイベントは「SHINAGAWA “もったいない”プロジェクト」の一環として実施するものでございまして、家庭等で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体等に寄付するものでございます。受け付けを行う食品例や条件等については記載のとおりでございます。

なお、本日机上にチラシを配付させていただきました。お時間がございましたら、ぜひおいでいただけますよろしくお願いたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

環境表彰式ということで、いろいろ受賞された方がいらっしゃるのですが、副賞が何かあるのでしょうか。何かいただけるのですかということですが、それをちょっと教えてください。

それと、建設委員会ではないのですけれども、このフードドライブイベントというのがあって、これは「“もったいない”プロジェクト」の一環として子ども食堂ってやっているのです、品川区のほかのところで。そこの協力体制も組めるのではないかと思うのです。

〔「ここに書いてある」と呼ぶ者あり〕

○西本委員

ちょっとそこら辺を具体的にできているものがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

表彰式の副賞でございますが、当日受賞された方につきましてはトロフィーの贈呈があるということでございます。それと、フードドライブの件でございますが、お話がございましたとおり、基本的には区内で集めたものを区内でやはり消費するのが一番きれいな形かと我々も認識しているところがございます。今現在子ども食堂を実際に所管しているのが子ども家庭支援課でございますので、子ども家庭支援課と今連携を図って、基本的には子ども食堂にお届けするような形で今調整している最中でございます。

○西本委員

トロフィーということなのですが、トロフィーですか。何かちょっと……。

もうちょっとあってもいいかなと思いましたが。わかりました。

それから、さっきのフードドライブなのですけれども、それは徐々に進んでいるというふうになっているようですので、非常によかったなと思っております。これも子ども食堂の運営主体によってはいろいろ要望があるかと思うので、そこはうまく協力しながらやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○新妻委員

フードドライブについて、1点ちょっと教えていただきたいと思います。

品川区で初めてのフードドライブが開催されるということで、私も食品ロス削減を推進しているひと

りとしてはいい試みで、成功に導いていただきたいなと思っております。

1つが周知です。ここではこの環境講演会の中での周知をされていると思うのですが、それ以外のところでもフードドライブというところでは非常に関心がある方もいらっしゃると思いますので、この環境講演会の中でのフードドライブということではなくて、フードドライブを品川区で行うのだということの周知をしっかりと進めていただきたいなと思います。

それと、社会福祉協議会に寄付をして品川区の中の子ども食堂にお渡しをしていくという流れですが、これは初めてなのでわかりませんが、どれぐらいの皆様がご協力をいただけるのかによっては、すごいたくさん使っていただきたいということで、この食料等が集まってきた場合に、社会福祉協議会でどのように仕分けをされていくのか、それとその配付が社会福祉協議会だけで賄えていけるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小林環境課長

2点ございました。周知の件でございますが、確かに現在は今回環境講演会をするという一貫の中でフードドライブという事業を行う関係もございまして、それをあわせて今周知をしているところでございます。広報「しながわ」あるいは区商連のニュース、それからホームページ、フェイスブック等々で周知を現在しているところでございます。また、今後庁内でやはりフードドライブ等、フードロス等に関してご興味がある方もいらっしゃるというふう伺ったところでございますので、庁内に対する情報発信もしていきたいと考えてございます。

2点目の、社協での仕分けというところでございますが、確かに委員今お話ありましたようにどれだけ集まるかというところが我々も正直今のところは見当がつかない部分でございますが、たくさんの事例等々でこのぐらいの規模のイベントであればこのぐらい集まったという実績等々は、今、他区から情報をいただいて今分析をしている最中でございます。その中で、社協としては社協から基本的に子ども食堂に対して情報を発信して、こういったものがあるからいかがでしょうかという情報発信をするそうです。その中で大体のものについては子ども食堂の中で引き取られるというところが今まで傾向としてあったというところがございますので、集まったものについては子ども食堂の中で十分活用できるのではないかとこのように捉えているところでございます。

○いながわ副委員長

裏面の第二部の表彰の環境活動報告ということで、報告が東洋製罐、宮前フラワーズですとかある中で、長谷工コーポレーションというのは、これは管理組合を指しているのですか。どういうあれなのだろう。受賞してないですね、長谷工コーポレーションは。確認だけ。

○溝口公園課長

今回、表面の資料をご覧くださいますと、長谷工コーポレーションなのですけれども、みどりの顕彰の中で緑化大賞を受賞したオーベルグランディオ品川勝島の施工業者として、緑化の取組みとして私どものほうで表彰しておりまして、その緑化の取組みに対する報告という形で長谷工コーポレーションさんからどういう形でコンセプトを入れて緑化をしてきたのか、またそれに対してどういう維持管理をしているのか、そういったところを今回の第2部という形で環境活動の一環として発表していただくという形で長谷工コーポレーションのお名前が出ているということでご理解いただければと思っているところでございます。

○いながわ副委員長

みどりの顕彰はこの3マンションを代表して長谷工さんという認識でいいわけですか。わかりました。

あと、資源リサイクルですごい管理組合が多いのですけれども、それはどういう……。なぜ管理組合が、地域でも結構町会でも幅広く、五百何団体ある中で頑張っているところがあるけれども、管理組合がすごくあるというのは何か、管理組合というと多分ストックヤードがあって、そこに資源を分別して入れるというのは通常の流れのような気もしないでもないのですが、どうしてこんな管理組合が多いのか。

○工藤品川区清掃事務所長

資源リサイクル活動貢献団体の表彰の件でございますけれども、こちらのほうの表彰基準は、前年から30%回収量が増えたところという部分でございますので、決して量が多いという部分での表彰ではございません。いわゆる前年から比べてその上昇率が高かったところを表彰しているというのが基準のポイントでございます。

そういった中で、この10団体名があるうち7つが管理組合でございます。この多い理由といたしましては、今現在、活動団体、28年度末の実績ですけれども、大体616団体がございます。その中で管理組合が428団体で登録されているというところがございまして、そういった構成比の部分でもかなり多くなってございますので、結果的にこのような形になったというところでございます。

○いながわ副委員長

最後にします。構成比は管理組合が多いのはわかるのですけれども、管理組合で集めるというのはストックヤードがあってやるやり方もあるし、何というんでしょう、地域で高齢者クラブがやっているとかというところでなかなか集める場所もないところで、本当にでも大切だからとやっている団体もあるということだけは忘れないで評価の対象にさせていただきたい。当たり前のような気がするので、ストックヤードがあるということで。一言なにかあればもう。簡単に構わないので。

○工藤品川区清掃事務所長

今お話ありましたように、そういった小さな団体でも継続して行われているとかそういった部分につきましては、当然この表彰の対象にも入れるような規定もございまして、そういったところもしっかり見ていきたいと思っております。

○大沢委員

フードイベントをやるわけですけれども、このところでやはり不特定多数から集めるというので、何かこれをやる中で事故が起こるとも限らない。危機管理上の何か今指針というか、そういうものが区のほうで対策を立てているのであれば、お答えいただきたい。

○小林環境課長

フードドライブに対しての安全性というところでございますが、まず集めるときにお名前と住所等個人情報は基本的には何う予定で今進めております。また、集める場所につきましても必ず職員を配置した上で誰もいないということがないように対策をしっかりとっていくというところで今考えているところでございます。

また、今詳細につきましてはもう少し詰めているところでございます。

○大沢委員

あと、中身の問題ですけれども、必ずしも中身の安全性が、外見ですから確認できるわけではないのですけれども、万が一食に関して事故が起きた場合、これは責任の所在はどこがどう負っていくのか、提供者が出すのかあるいは区が一步入っているのかで区が負うのか、そこら辺の指針、方向性がありましたら教えてください。

○小林環境課長

まず、食品につきましては未開封のものしか基本的には集めないというのが原則でございますので、その中で集めていただいたものというところで考えているところでございます。もちろんその中で穴が開いているとか検視をした上で、小さな穴があいている、そういったものにつきましては、中身をしっかりと見た上で全く問題がないものだけを基本的にはお届けするというところで考えているところでございます。

○大沢委員

缶は穴があかないのだけれども、これはどうですか。

○小林環境課長

缶についてですが、基本的には多分目視の調査になるかと思えます。また、缶をある程度揺らした上で液体が垂れてこないか、そういったところもしっかりと見ていきたいと思っております。

○大沢委員

責任の所在についてはどのような方針を持っているのか教えてください。

○小林環境課長

責任についてですが、もちろんお渡しする上では責任については十分とるといふか、しっかりと担保した上でお渡しするというふうを考えているところでございます。

○大沢委員

提供する方も善意で出すわけですから、これが何かあったときにこの事業に水を差す部分があるので、そのところをやはり事業を行う主体である品川区が何らかのかかわり合いはもちろん持つでしょうけれども、そのところをどのように考えているのですか。

○小林環境課長

まず、今回集めたものにつきましては、まず社協を通じて子ども食堂にお渡しすることになりますので、まずは社協とその辺は調整した上で考えていければと考えております。まずは社協に届けるというのが区の役割だと思っているところでございます。

○大沢委員

さまざま今いろいろな部分で善意が善意でなくなる場合もありますので、そのところ、せっかく善意で皆さんが事業を行うわけですから、善意が善意で済むような形をとっていただきたいと思えます。

○小林環境課長

1点、先ほどちょっと答弁漏れというかご説明の中で不足がございました。受賞者に対してトロフィーという話がございましたが、正確に言えば賞状とトロフィーと副賞が一応贈呈される。すみません、副賞について今手持ちの資料がございませんではっきりと言えませんが、一応その3点でございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 平成29年度 区内一斉防災訓練および各地区総合防災訓練の実施結果等について

○たけうち委員長

最後に(4)平成29年度 区内一斉防災訓練および各地区総合防災訓練の実施結果等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○古巻防災課長

それでは、私から平成29年度区内一斉防災訓練および各地区総合防災訓練の実施結果等につきまして、ご報告を申し上げます。

初めに、項番1、区内一斉防災訓練でございますけれども、こちら首都直下地震の発生を想定いたしまして、同一状況下で避難所訓練および区の災害対策本部の運営訓練を行うといった内容で、平成29年12月2日土曜日に実施をいたしております。今年度は避難所から本部への情報伝達などといったことも取り入れまして、相互の連携についても確認を行うことができました。

まず、その各内容でございますけれども、(1)の各地区で実施いたします避難所訓練でございますが、これは12月2日の10時から12時までの時間で実施をしております。避難所の開設・運営、避難者名簿の作成など従来の内容に加えまして、今年度は学校の開校日でございますので、児童の引き取り訓練なども実施いたしまして、また参集した区の職員によりまして要配慮者の情報の把握と災害対策本部への情報伝達などを組み込んだ内容ということで実施をいたしております。参加の避難所は昨年より3カ所増えまして43カ所、参加者については合計で1万7,839名でございます。各避難所の実施の状況につきましては、別紙1にまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

また、参加しました町会・自治会の方々を対象にアンケートを実施いたしまして、こちらの回答の集計が別紙2ということでまとめてございます。詳細は後ほどご覧いただければと存じますが、簡単にご紹介いたしますと、Q1となっているところですが、3のアンケート結果のところですが、グラフが書いてある一番上でございますけれども、こちら、これまでの一斉防災訓練の参加の有無を尋ねておりますが、4分の1弱の方、23%が初めてのご参加という形で書いていただいております。またQ2です、今回の訓練内容についての評価ですが、こちらについては約8割の方がよかったというふうに回答されておまして、この2つの設問に対します回答内容につきましてはほぼ昨年と同様の数字となっております。また、今年度につきましては、右側でございますけれども、Q3、Q4でペットの受け入れ、それから「区内一斉防災訓練」と「総合防災訓練」との違いの認識の状況についても伺いまして、それぞれ資料のとおりご回答いただいております。また、一番右下ですが、自由意見欄にもさまざまなご意見を寄せていただいておりますので、このアンケート結果につきましては、今後の来年度以降の訓練の企画などに生かしてまいりたいと考えております。

次に、一番最初の資料に戻っていただきまして、(2)番、区職員を対象にした本部訓練でございますけれども、こちらは午前9時から午後3時までの時間で実施をしております。同日、12月2日です。今年度につきましては、発災後2日目までを想定したシナリオに基づきまして、物資、応援職員の受け入れでございますとか、避難所からの要配慮者情報に基づく2次避難所の開設訓練などの新しいメニューも取り入れております。なお、参加の職員数188名でございます。

次に(3)ですけれども、区内一斉防災訓練以外の日程で実施されました避難所訓練および避難誘導ワークショップの状況でございますけれども、そちら別紙3にまとめさせていただきましたのでご覧いただければと思います。一斉防災訓練に参加していない避難所につきましても、3月までの間に実施をするというようなことでここに上がっているところもございますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、1枚目の資料、項番2ですけれども、今年度の各地区総合防災訓練の実施結果につきましても簡単にご報告をさせていただきます。例年どおり9月後半から11月の日程で11会場での実施を予定しておりましたが、衆議院議員選挙の実施ですとか雨天などのために7会場で中止という

ことで、参加者数は4会場5,643名ということで、若干例年より少ない実績となっております。詳細につきましては、別紙の4にまとめてございますので、あわせてご覧いただければと思います。

区内一斉防災訓練および各地区総合防災訓練の実施結果につきましては、私からの報告は以上になります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

区内一斉防災訓練のほうですけれども、アンケートがということで、70歳以上の方が回答の51%ということで、町会・自治会の皆さんもやはり現役世代や若者の参加には苦勞されているなというのを改めて数値で実感するのですが、若者の防災意識が低いかというとそうではないと思いますし、やはり震災もありましたので決して低くないと思うのですけれども、やはりいろいろ苦勞はあると思うのですが、まだまだ若い方々の気持ちですとかライフスタイルにかみ合っていない面もやはりあるのではないかなとちょっと思うのです。例えば、このアンケートの中の課題というところでも、「町会の方だけでなく広く一般の若い人たちが参加できるよう工夫すべき」という意見や、あと、「いざというときに役に立つ訓練にしたいです」とか、「毎年同じなので多少内容を入れかえてほしい」などの意見が出て、そこに課題も一つ見えているのかなと思うのですけれども、先ほどこれらを来年の取組みに活かしていきたいという話もありましたが、これらの課題を踏まえて、具体的に区として改善の方向の考え方というか、お聞かせいただきたいというのが1点です。

それと、本部訓練のほうは概要が載っていますが、本部訓練のほうの課題ですとかそういったものについてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○古巻防災課長

まず、参加の広がりというかそういったことに対しての区の考え方でございますけれども、こちらにもありますとおり参加者の固定化といいますか一定同じ方が参加するケースが多いということもございますが、Q1にもありましたけれども4分の1程度は入れかえはあるということで、一定程度入れかえはあるのだろうなというのも一つ、参加された方のイメージはありますが、あると思います。区としても、しながわ防災学校等を通じまして若い世代へのそういった情報発信を進めていきたいと思っておりますし、マンション対策でも新しいメンバーに対する地域への参加ということについて啓発を進めておりますので、そういった中でどんどん防災訓練のほうへの参加も進めていきたいと考えております。

それからもう一点、本部訓練のほうの課題でございますけれども、こちらも一定一通りのことを進んでおりますけれども、やはり今年やったような2日目以降のことですとか、またマニュアルをつくったのだけれども検証が十分できていないところ、そういったところをまた新しいメニューで今後も取り組んで進めていきたいと考えております。

○安藤委員

啓発等を進めていきたいということでしたけれども、やはりちょっともう少し若い方々、防災意識が決してないというわけではないと思うのですが、そういう人たちの気持ちやライフスタイルにかみ合った参加しやすい訓練というのですか、参加したくなるような訓練というのですか、そういったもう工夫さらにレベルアップしていく必要があるのかなと思うのですけれども、そういった点でもう少し区としては啓発以外で何かこういうのを考えているとか、改善していきたいとかお考えがあればお伺いした

いなと思います。

○古巻防災課長

若い方に対するアピールについては、今具体的にというとなかなか効果的な方法というのがまだ暗中模索なところ、試行錯誤なところがございますので、課題として認識は十分いたしておりますので、今後もこのあたり十分に研究してまいりたいと考えております。

○横山委員

区内一斉防災訓練の、今回土曜日ということで日付が設定されていまして。この中で児童生徒が参加できる環境というか状況にあると思うのですが、ゼロのところが見受けられるのですが、各校によっていろいろ状況等は変わってくると思うのですが、せっかくの機会ですので何かしら、引き取り訓練は違う日程で設定されているということがあっても、一部の学年で参加できたとかそういった課題の認識ですとか、何か理由ですとかありましたら。個別の部分はちょっとわからないかと思うのですが、教えていただけたらと思います。

○たけうち委員長

わかりますかね。所管がちょっと違うと。わかれば。

○古巻防災課長

具体的な理由まではちょっとわからないのですが、それぞれ避難所訓練の組み立ての中で児童生徒の訓練を入れるかどうかという判断は各避難所、各地区でもしていただいている関係がありますので、なかなか全部というわけにはいかなかったということで認識をしております。

○西本委員

1点だけお願いします。大崎中学校の関連の中に、避難部屋割り当てシミュレーションと。これはどのようなものでしょうか。

○古巻防災課長

避難部屋割り当てシミュレーション、いわゆる避難所に充てる部屋の割り当てを実際の避難者に応じてやっているということで認識をしております。

○西本委員

私、毎回要望しているものと似ているのかどうかわからないのですが、結局、発災時には避難所はいろいろな方がいらっしゃると思うのです。なので、そのときの部屋割りをどうしていくのか。通常はこの部屋はどこどこ何丁目というのが決められているのはわかるのですが、ただ発災時はそれはもうできないと思うのです。そうすると、どういう方にどの部屋に入っていただいととか、お体が悪い方はどこにするとか、ペットを連れてきたらどうするかみたいな、瞬時でそれを決めなければいけない。その決めるのは町会、役員たちだけではなくて誰でもできるようにしておかないと対応がし切れないというのがあるのです。その訓練と部屋割り等々、だから1日目、2日目というのは、やはりやり方が変わってくると思うのです、避難所のやり方、あり方も含めて。それをぜひ取り組んでいただきたいという思いがあるのですが、それはいかがですか。

○古巻防災課長

そういった考え方の周知啓発につきましても、避難所マニュアル等の充実でありますとかそういった中で十分進めていきたいと考えております。

○西本委員

大崎中のこの件、ちょっと具体的に知りたいなというのがあるので、何か情報があったら教えてほしい

いのですが、今でなくて結構です。

ぜひこのシミュレーションについては研究していただきたい。やはり発災時と1日目、2日目、それから3日目という経過によって対応が変わってくるはずなのです。なので、その違いが皆さん誰でもできるようにしておかないと、避難所に対する、避難所訓練にはならないと思うので、そこをまず研究していただきたいと要望しておきます。

○たけうち委員長

ほかに、ご質疑はよろしいでしょうか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 行政視察報告書について

○たけうち委員長

続いて、予定表4の行政視察報告書についてを議題に供します。

既にお手元に配付しており、内容につきましてはご覧いただいているかと思っておりますので、この報告書をもって議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、この報告書をもちまして、議長に報告をさせていただきます。

以上で、本件を終了いたします。

5 その他

○たけうち委員長

最後に、予定表5、その他でございます。

その他で何かございますか。

○多並道路課長

私からは、立会川緑道整備計画説明会の開催についてご報告させていただきます。A4、1枚の資料になります。

立会川緑道につきましては、全路線の全体を計画的に整備する予定としておりまして、この整備計画を住民の皆様にご説明するため、説明会を開催する予定としております。日時等につきましては、お手元の資料のとおり、平成30年2月7日午後7時から源氏前小学校で行う予定となっております。皆様にもご都合がよろしければ参加をよろしくお願いいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等がございますでしょうか。

○安藤委員

これは周知の仕方はどうしているのか、このチラシですね、とあと実際全面改修はいつぐらいの時期を予定しているのかと2点お伺いします。

○多並道路課長

周知につきましては、町会の皆様と相談しまして、回覧板または通知という形にさせていただく予定

です。また、周囲の皆様にはビラを配る予定としております。

また、今後の計画としましては、今年度概略設計しておりますので、来年度それを踏まえ詳細設計を行い、平成31年度から段階的に工事を行っていく予定と現在では考えているところでございます。

○西本委員

ここはちょっとした川みたいなものがあったりいろいろありました、あそこだと思えるのですけれども、非常に子どもたちが遊んだりとかして暑い夏なんかは非常に涼んだりとかしているところなのです。なので、そういうのも全部入れて、いろいろ要望とかも入れて改築、整備という形の理解でよろしいですか。

○多並道路課長

委員のご指摘のとおり、そういうのも踏まえて概略設計ということで地元の皆さんにご説明をして、ご意見をお伺いしながら来年度それを踏まえて詳細設計ということで、時間をとりながら設計を行っているという趣旨でございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、その他で何かございますでしょうか。

○溝口公園課長

それでは、しながわ区民公園南側ゾーンにおける最終計画の説明会の開催について、お手元に配付させていただいておりますA4判両面刷りの資料に基づきご報告させていただきます。

当公園南側ゾーンの改修につきましては、昨年8月当委員会において整備内容などご報告をさせていただいたところでございます。今回第2回目の住民説明会を開催いたしますので、その日時等についてご報告するものでございます。

資料の下段をご覧くださいと思います。2月7日水曜日午後7時から、しながわ区民公園内のパークセンターにおいて説明会を開催いたします。また、資料の裏面には改修箇所ですとか説明会の会場、また改修計画案の概要、そういったものをご案内するために掲載しているものでございます。時間等ありましたら、ぜひご参加いただきたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、ご確認等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

よろしいですか。

では、ないようですので、その他で何かございますか。

○小林環境課長

私からは、大田区において回収されました死亡野鳥における鳥インフルエンザ確定検査の結果についてご報告します。机上配付で失礼いたします。

本資料は1月17日に東京都環境局が発表しましたプレス資料でございます。最初の1、確認までの経緯についてご説明いたします。1月5日でございますが、野鳥であるオオタカ1羽の死亡個体を回収し、1月10日には国により遺伝子調査を実施したところ、A型インフルエンザ遺伝子陽性と判明いたしました。これを受け、国は発生地周囲10キロ圏内を野鳥監視重点区域に指定しております。その後、

このウイルスが高病原性かどうか、その確定調査を引き続き実施したところ、1月17日に高病原性であることが判明したところでございます。

次に、区の対応でございますが、1月10日および11日に区のホームページやフェイスブック、しなメール等を使用しまして、区民の皆様の結果について情報提供をするとともに、死亡した野鳥を見つけた場合の対処方法について周知を行ったところでございます。なお、資料の4に記載のとおり、感染した鳥と濃密な接触等特殊な場合を除きまして、通常人への感染はないものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認はございますか。

○新妻委員

ご説明ありがとうございます。この品川区にかかわる部分で、例えばしながわ水族館の営業ですとか、あとそれ以外でも具体的な対応をされたところがありましたら教えていただきたいと思います。

○溝口公園課長

具体的に水族館ということのお話がありましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

水族館については鳥類ということでペンギンを屋外で飼っておりますが、もう既に発表されたときにあわせてすぐ室内に入れるとともに、外部からの水も含めて遮断できるような飼育体制を整えているというところに対処済みという形で対応しているものでございます。

○新妻委員

品川区ではありませんけれども、東京都の野鳥の森公園が大井ふ頭中央海浜公園のほうですね、あると思うのですが、その対応はどうなっているのですか。

○小林環境課長

この17日を受けまして、18日に庁内会議を開催したところでございます。情報共有を行って、また何か死んだ鳥等を見つけた場合は速やかに環境課に連絡頂けるような周知活動を今行っているところでございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ほかはないようですので、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ほかはないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。これもちまして建設委員会を閉会いたします。

○午後3時37分閉会